

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画

【構成案】

基礎調査や現行の取組みの状況、国の動向を踏まえ、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第三期計画」という）を策定します。

1. 計画の趣旨・背景

- ・平成24年8月に我が国では、少子化や待機児童の増加への対応として「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。これに基づき、本市は「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の趣旨を踏まえつつ、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となっています。
- ・「子ども・子育て支援新制度」の推進により、全国的に待機児童の解消は進みましたが、少子化は依然として歯止めがかかっていません。また児童虐待相談や不登校件数が増加するなど、子どもを取り巻く状況も大きく変化しています。こうしたことから、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月には同法に基づくこども政策を総合的に推進するための「こども大綱」が閣議決定されました。また「こども大綱」と同日に「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」、「幼児期までの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されています。
- ・「こども基本法」では、「こども大綱」等を踏まえた市町村の取組や方向性を「市町村こども計画」として取りまとめることが努力義務とされています。本市においては、今年度は第三期計画を策定し、来年度以降に「市町村こども計画」を策定することとします。

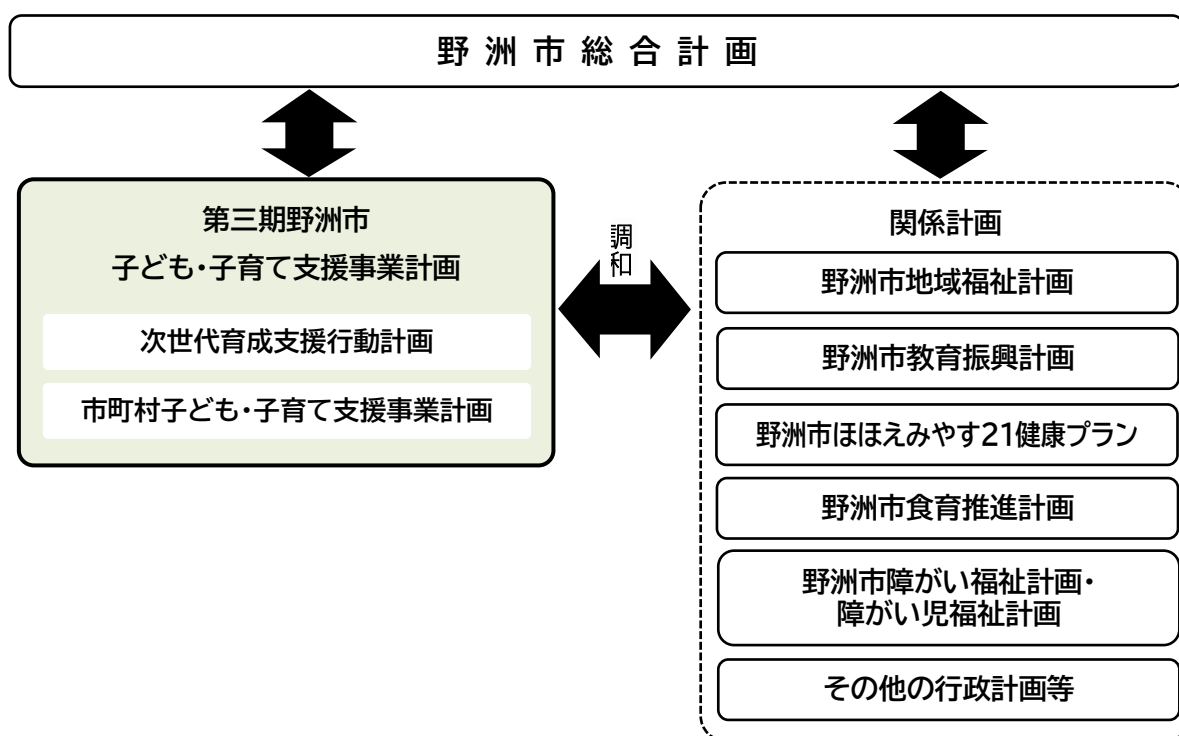
2. 計画期間

- ・本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

- ・本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(本年公表予定)に即して策定を行います。
- ・また、本計画は「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市地域福祉計画」や「野洲市教育振興基本計画」のほか、福祉や保健等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

本計画のイメージ



4. 第三期計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 野洲市の子ども・子育てを取り巻く現状
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 量の見込みと確保方策
- 第5章 包括的子育て支援施策
- 資料編

5. 各章の策定方針

第1章 計画の策定にあたって

本構成案に記載するような、本計画の法的根拠や背景、行政計画の中での位置付けについて記載します。

本章に記述する項目（概要）

1 計画策定の背景と趣旨

計画の法的根拠や国の動向についてまとめたものを記述します。

2 計画の期間

令和7～11年度

3 計画の位置づけ

総合計画を上位計画とする、本市の行政計画における本計画の位置づけを記述します。

第2章 野洲市の子ども・子育てを取り巻く現状

本市の基礎データやアンケート調査結果等から、対応を検討すべき課題を含むものを中心に記述します。

本章に記述する項目

1 統計データからみる現状

人口推移、人口動態、その他データについて記述します。

2 ニーズ調査結果にみる環境の変化

アンケート調査結果について、重要な部分を記述します。

3 第二期計画の総括

これまでの本市の取組の状況から、成果や今後の課題を記述します。

第3章 計画の基本的な考え方

本計画の基本理念や施策体系を記述します。基本的には、これまでの考え方を継承しつつ、社会情勢や国の施策動向などを踏まえ、内容を検討します。

本章に記述する項目

1 基本理念

2 基本目標

3 施策体系

第4章 量の見込みと確保方策

今後の人口推計や本年までのサービス受給動向から、今後の需給計画を記述します。

本章に記述する項目

1 教育・保育提供区域

これまで全市1地区として、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供を行っています。市内の人口分布に極端な変化は起こっていないことから、これまで同様の提供区域を基本として検討します。

2 子どもの人口の見通し

直近の本市の人口動向をもとに、計画期間中の子どもの人口の見通しを記述します。

3 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

就学前児童の教育・保育ニーズ量の見通しと、幼稚園・保育園等の提供のあり方(確保方策)を記述します。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見通しと、提供のあり方(確保方策)を記述します。また、新たな事業※についても、本市の対応の方向性を記述します。

5 提供体制の確保にあたっての考え方

今後公表される国の基本指針に基づき、これまでの計画に記述してきた「教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」や「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」等について記述します。(国の基本指針の内容により、記述内容は変更があります)

※新たな事業については、次のページで記載します。

第5章 包括的子育て支援施策

第3章で設定した施策体系をもとに、具体的な施策・事業を設定します。

資料編

6. 新たな事業について

①こども誰でも通園制度（仮称）

昨年の「こども未来戦略」に位置づけられた施策であり、現在全国115自治体で試行的に事業が実施されています。

就学前児童を対象として、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができる制度です。令和8年度にすべての自治体で本格実施することとなっており、本市においても対応が求められるものです。

具体的な事業の要綱は今後提示される見込みです。一時預かり事業と混同されることが多い事業ですが、利用にあたって就労状況が要件とならないことや、毎月の利用に上限があるなどの違いがあります。

本事業と一時預かり事業との違い

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、 <u>一時的に預かり、必要な保護を行う事業</u> （児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、 <u>0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付</u> （こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

資料：こども家庭庁

②子育て世帯訪問支援事業

本年4月の法改正により、市町村による実施が努力義務となった事業です。地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、従来の養育支援訪問事業を専門的な相談支援に特化したものとし、家事・養育にかかる援助や情報提供等の支援を行う部分を新たに本事業としたもの。

③児童育成支援拠点事業

②同様に、市町村による実施が努力義務となった事業で、地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

養育環境に課題のある子どもに対し、家庭や学校以外の第3の居場所を提供することを目的としています。居場所では、以下のような支援の内容を実施することが求められます。

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては①～⑦とし、地域の実情等に応じて⑧を実施する。①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
- ③ 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

資料：児童育成支援拠点事業ガイドライン

④親子関係形成支援事業

②同様に、市町村による実施が努力義務となった事業で、地域子ども・子育て支援事業の新たな事業として位置づけられています。

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性や子どもの発達状況に応じて、ペアレンス・トレーニングや保護者同士の相談・情報交換の場を提供するなど、親子関係の形成に向けた支援を行います。